

検討会で出された主な意見等

【現状】

- ・ 地方法人課税、特に法人所得課税（法人住民税法人税割及び法人事業税所得割）は、税収の年度間の変動が大きく、偏在度も高い。
- ・ 地方法人課税の中でも、法人事業税と比べ法人住民税法人税割の方が、税収の年度間の変動が大きく、偏在度も高い税となっている。
- ・ 特に、市町村の法人住民税法人税割は、税収が法人の立地に左右され、所得が大きい法人が立地する市町村への偏在度が高く、また、こういった市町村では年度間の税収変動が大きい。
- ・ 景気の回復に伴う法人所得の拡大により、地方法人課税の偏在度は高まってきている。

【平成 26 年度税制改正】

- ・ 当検討会の報告書（H25.11）も踏まえ、平成 26 年度税制改正で消費税率 8%段階の偏在是正措置として、地方消費税の増収に対応した法人住民税法人税割の交付税原資化が行われた。
- ・ その際、平成 26 年度与党税制改正大綱では、「消費税率 10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。」とされている。

【主な意見】

（総論）

- ・ 地方法人課税、とりわけ法人所得課税は地域間の偏在性が大きく、税収も不安定で基幹的な地方税としては不適切。
- ・ 地方法人特別税や地方法人税が創設されるなど、複雑化。
- ・ 地方の法人所得に対する課税部分については、国税の法人税に統合し、交付税等により適切に配分すべき。
- ・ 法人住民税と消費税の税源交換の検討が必要。
- ・ 「人口一人当たり税収額」だけをもって税源偏在を議論することは適切とは言えず、財政需要との見合いで必要な財源をどう考えるかという視点が不可欠。
- ・ 税収が拡大すると、国税化により奪われる金額も拡大するため、頑張る地方自治体ほど報われず、「地方創生」の理念と逆行。
- ・ 地域間でヒト・モノ・カネを奪い合うのではなく、互いの結びつきを強化することで、共存共栄の関係を構築していくことが必要。

（消費税 10%段階の偏在是正措置）

- ・ 地方消費税率の引上げと併せて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠。
- ・ 消費税率の引上げは全て社会保障財源に充てるということで国民の理解を得たものであり、消費税率の引上げに伴う地方消費税の増収により、交付団体と不交付団体との格差が更に拡大することを回避すべき。
- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるべき。
- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化により地方交付税総額の充実確保が図られることは財政基盤の脆弱な団体にとって重要なこと。ただし、企業誘致のインセンティブや、不交付団体にお

ける行政サービスへの影響も考慮して検討すべき。

- ・ 偏在是正により生ずる財源については、確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべき。
- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、地方一般財源の不足に対する財源確保策とはせず、引き続き地方財政計画の歳出枠の確保に活用すべき。
- ・ 法人税割の税率をさらに引き下げる場合には、制限税率について配慮が必要。
- ・ 法人住民税は、市町村の行政サービスに対する応益負担であるが、地方法人税は、受益と負担の関係に反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべき。

(地方法人特別税・譲与税制度)

- ・ 地方法人特別税・譲与税制度は、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべき。
- ・ 暫定的な措置である地方法人特別税は廃止すべき。
- ・ 地方法人特別税は当然に廃止されるべきものであり、また、地方消費税が拡充されることにより、暫定措置を撤廃したとしても、いわゆる税収の偏在度は縮小しており、「他の偏在是正措置」を検討する状況にない。
- ・ 単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえた措置が同時に講じられるべき。